

## 2. 合法木材に関するラベリング実証調査



## 2 合法木材に関するラベリング実証調査

(調査の仕組み)

合法木材供給事業者認定団体の協力を得て、合法木材供給事業者による合法木材へのラベリングの実施、関連する情報収集などラベリング実証事業を行うとともに、専門委員による分析調査を行った。

製材、合板、集成材、家具、木製品など幅広く（国産材、輸入材を原料とする製品を含む）対象とし、24の事業者を選定して事業を行った。

### ア. 実証ラベリング事業者の選定

自社の合法木材製品が合法木材であると表示することが効果的であり（製品が消費者・需要者に行き渡る直前の製造過程であるなど）かつ、導入が容易であり（製品にシールの貼付、印字などが効果的にできる過程をすでに持っているなど）比較的条件の整っている合法木材供給事業者を、認定団体の協力を得てラベリング事業者として選定した。（表2-1 参考資料 平成23年度合法木材表示実証調査 調査協力者一覧表参照）

### イ. 合法木材製品等へのマークの表示

ラベリング事業者は、表示することが効果的な最終製品などを中心に、最低1製品について、製品へ直接シールの貼付あるいは印字などにより、合法木材を示すマークを表示した。

マークの表示については、全木連が合法木材推進マーク使用規程を改定し（巻末資料2参照）、実証事業であることを明示した上で、マークの製品表示を可能とし、表示責任企業を明確にすることとした。併せて産地、樹種などの表示については既存の仕組みが活用できるようにした。

### ウ. 原料調達を含む流通過程の調査

ラベリング事業者の協力を得てイ. の製品を中心に原料調達過程を調査し、産地、合法性証明の過程などを明らかにした。

### エ. 合法木材製品等の表示にかかる評価に関する調査

表示にかかる直接のコスト（シール貼付賃金、印字のための製版・ソフトの新規設定など）、対外的なラベリングに関する対応など、今回の表示に直接間接に関連する経費や人的なコストなどを調べるとともに、ラベリング事業者を対象とした表示制度全般についての意見を把握することとした。

### オ. ユーザーを対象としたヒアリング調査

合法木材製品の普及の観点から今回のラベリングの結果がどのように機能したか検証するため、ラベリング事業者の販売先約40社に対して、ヒアリング調査を実施した。この過程で、表示内容についてチラシ「合法木材マークについて」（別紙2-1）を配布し、需要者販売先に対する認知を進めた。